

平成 25 年度三重県教育改革推進会議 審議のまとめ

平成 26 年 3 月

目 次

1	はじめに	1
2	審議テーマについて	2
	(1) 第1部会「三重県教育ビジョン」の中間点検	2
	(2) 第2部会「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定	2
3	「三重県教育ビジョン」の中間点検について	3
	(1) 基本施策1 学力と社会への参画力の育成	3
	(2) 基本施策2 豊かな心の育成	3
	(3) 基本施策3 健やかな体の育成	4
	(4) 基本施策4 信頼される学校づくり	5
	(5) 基本施策5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり	5
	(6) 基本施策6 社会教育・スポーツの振興	6
	(7) その他	6
4	「三重県教育ビジョン」に基づき、今後2年間に特に注力するべき取組について	7
5	次期三重県教育振興基本計画の策定に向けて	8

《別冊》

「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」骨子（案）

1 はじめに

三重県教育改革推進会議は、三重の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するため、三重県教育委員会の附属機関として平成19年度に設置された会議です。

当会議では、今後の本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す「三重県教育ビジョン（平成22年12月）」（以下「ビジョン」という。）の策定について、平成21年度から2年間にわたり審議しました。また、平成23、24年度は、策定されたビジョンの実現に向け具体的な取組を進めるために特に重要であると考えられる施策（「学力の向上」「キャリア教育の充実」「教員の資質の向上」等）について審議するとともに、平成24年度は「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定、「県立高等学校活性化計画」の策定についても審議しました。

当会議の審議を踏まえ、三重県教育委員会は、「みえの学力向上県民運動」をはじめとした各取組を展開しています。

平成25年度の三重県教育改革推進会議は、三重県教育委員会から次の2つのテーマについて審議を行うことを依頼され、これに応じ、審議を行いました。

- (1) 「三重県教育ビジョン」の中間点検
- (2) 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定

その結果を「平成25年度三重県教育改革推進会議 審議のまとめ」として報告します。

今後は、三重県教育委員会がこの「審議のまとめ」を参考に、施策の実現に向けて取組を進められることを期待します。

2 審議テーマについて

平成25年度、三重県教育改革推進会議は、三重県教育委員会から前記の2つのテーマについて審議を依頼されました。三重県教育改革推進会議はこれに応じ、2つの部会を設置するとともに、全体会を3回、各部会をそれぞれ4回開催して、各テーマについて審議を行いました。

テーマの選定理由と審議方法等は、以下のとおりです。

(1) 第1部会「三重県教育ビジョン」の中間点検

三重県教育委員会から示されたテーマの選定理由は、「平成22年12月に策定したビジョン（計画期間：平成23年度～平成27年度）が計画期間の3年目となり、取組の進捗状況等を検証し、計画内容の中間点検を行う必要があることから、現ビジョンの策定を審議した当会議に審議を依頼する必要がある」というものでした。

中間点検は、ビジョンの6つの基本施策につらなる32本の施策について、「主な取組内容」を中心に2年間の取組内容、成果と残された課題、今後の取組方向について中間点検表をもとに検証し、課題を洗い出すとともに、今後重点的に取り組むべき方向等についての審議を行いました。

(2) 第2部会「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定

三重県教育委員会から示されたテーマの選定理由は、「平成25年3月に改定した『県立特別支援学校整備第二次実施計画』が平成26年度末に終期を迎えることを踏まえ、今後の本県の特別支援教育に係る総合的な推進計画を策定するにあたり、当会議での審議を依頼する必要がある」というものでした。

そのため、新たな計画である「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の平成26年度中の策定に向け、平成25年度はその骨子（案）のとりまとめのための審議を行いました。

「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」骨子（案）は、別冊のとおりです。

3 「三重県教育ビジョン」の中間点検について

ビジョンの6つの基本施策にかかる中間点検の結果は、以下のとおりです。

(1) 基本施策1 学力と社会への参画力の育成

- 全国学力・学習状況調査の結果で全国平均と比較し低位で推移していることから、目標に実績が近づいているというような評価でいいのか疑問が残る。全国学力・学習状況調査の結果については、市町等教育委員会と連携して効果的な施策を実行するとともに、冷静できめ細やかに分析し、課題等を家庭や地域と共有して、一体となって県民総参加で子どもたちの学力の向上に取り組んでいく必要がある。
- 学力の向上のためには、ＩＣＴも活用しながら、わかる授業の構築に向けて、授業改善をさらに進めていく必要がある。
- 特別支援教育について、医療的ケアが必要な子どもへの対応、発達障がいのある子どもたちへの支援、就労支援などの取組が充実したものとなるよう、来年度策定予定の「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の検討を進めていかなければならない。
- キャリア教育を通して、子どもたちが何のために勉強するかを認識し、自ら目標に向かい取り組むことができるようになる。引き続き、取組の充実を図ることが必要である。

(2) 基本施策2 豊かな心の育成

- 「三重県人権教育基本方針」に基づき施策を推進し、すべての学校への人権教育カリキュラムの普及にしっかりと取り組むことが必要である。
- 規範意識は、学力の向上にも密接に関わってくることから、基本的な生活習慣の確立や、教室の中での学習規律を中心とした規範意識育成のための取組を進める必要がある。
- いじめ問題などに対する「学校問題解決サポートチーム」やスクールカウンセラーなどの専門家による支援は効果があり、充実を図っていく必要がある。また、いじめ問題について、教員や保護者の指導だけでなく、子ども同士でいじめをなくしていく力をつけられるよう取り組むことが大切である。

- いじめ防止対策推進法が施行されており、この法律と整合をとりながら、それぞれの地域の状況を踏まえた総合的な対策が必要である。
- スマートフォンの利用をはじめ、子どもたちを取り巻くインターネットの環境が急速に変化しており、いじめとネットは切り離せない状況になっている。LINE(ライン)などのSNSで子どもたちにどのようなことが起こっているか、教員や教育委員会が現状を知るとともに、外部の専門家の意見を聞きながら、対応を考えていくことが必要である。
- 暴力行為が小学校で増加していることや、高校生の中途退学があることについて、背景や課題を把握して、指導につなげていくことが大切である。
- 読書活動の推進については、学校現場も責任を持って進めていくよう、取組による効果などの情報を共有することが必要である。

(3) 基本施策3 健やかな体の育成

- 「食育の推進」にかかる施策目標項目「朝食を毎日食べる小学生の割合」について、数値が向上していないことから、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」だけでなく、別の方策を検討する必要があるのではないか。
また、学校給食の食べ残しの多さが課題となっている。子どもたちが生産現場を知る取組を進めるなど、県をあげて食育を推進していくことが必要である。
- 学校給食におけるアレルギーを持った子どもたちへの個別対応について、心がけや子どもたちへの指導だけでは限界にきていることから、市町や保護者とともに早急に知恵を出し合い、対応する必要がある。
- 子どもたちの幅広い体力の向上が求められており、日常生活の中で体を使って楽しむ土壤づくりに、学校で取り組めるような施策が必要である。
- 武道必修化に伴う外部指導者について、県が確保にしっかりと組むとともに、指導者の資質の向上を図ることが必要である。

(4) 基本施策4 信頼される学校づくり

- グローバル化が急速に進み、教員に英語力向上やＩＣＴ化への対応等が求められている。個人の資質任せにするのではなく、体系的な人材育成・研修が必要である。また、教員の個々のニーズに柔軟に応じられるよう研修体系を工夫するとともに、学校運営上必要な講師に対する研修を充実させていくことが必要である。
- 教員にとっては、充実した教育活動ができているかどうかが重要であり、学校での振り返りを通して充実感を高めていくことが大切である。また、学校関係者評価と学校経営品質の関係について、もっと明確にしていく必要がある。
- 異校種の連携は、連携の質を高めていくことが大切である。小中学校の連携は、生徒指導や特別支援教育に加え、学力も軸として進めていくべきである。

(5) 基本施策5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり

- 近年、保護者のＰＴＡ活動等への参加が減っているが、一方で自分の子どもの活動に対しては熱心な保護者が多いことから、うまく機会をとらえて、保護者と学校が協力して取り組めるような工夫が必要である。

また、「みえの学力向上県民運動」の取組が保護者に十分伝わり、家庭での取組が進むよう、さらに周知に努める必要がある。家庭の教育力の向上は、家庭への働きかけだけでなく、学校や教育委員会が家庭とともに取組を進めていくことが大切である。

- 高校における将来親となるための教育については、キャリア教育など幅広い視点から検討し、取組を深めていくことが必要である。
- 地域で子どもの学習や活動を支える取組が広がってきているが、活動の担い手の固定化や高齢化などの課題もあることから、担い手となる人材を広く確保していくことが必要である。みんなが工夫して、地域の財産となっていくよう、お互いの知恵を出し合うことが大切である。

(6) 基本施策6　社会教育・スポーツの振興

- 文化財や文化施設を学校教育へ生かしていくことは重要である。平成26年4月開館の新県立博物館は、学校と深い関係があり、三重県中の子どもたちのよい学習資源となるよう、教育委員会としても取り組んでいくことが必要である。
- インターハイや国体に向けて、使用施設の安全性を高めるとともに、スポーツの持つ魅力を発信していくことが必要である。選手の強化にあたっては、行政と企業が連携して取り組むことが必要である。
- 県内の各地域の子どもたちが文化施設やスポーツ施設を利用しやすくするための支援も検討すべきである。

(7) その他

- 「三重県教育ビジョン」の取組が教員に浸透し、地域にも広がってきている。優れた取組事例を共有し、各地域や学校に広げていく必要がある。
- 教育委員会が行う教育行政の中に、P D C Aサイクル（P l a n（計画）-D o（実践活動）-C h e c k（評価）-A c t i o n（改善活動））が作られていることが重要である。P l a n（計画）をD o（実践活動）し、その内容を的確にC h e c k（評価）して、次のA c t i o n（改善活動）に着実に結びつけることができる組織づくりが大切である。また、教育委員会が教育課題について現状を公表し、分析し、どう対応するのかを説明することにより、教育委員会の責任が明確になる。このことは、県民総参加での「みえの学力向上県民運動」を進めるにあたっても重要である。
- 教育を取り巻く状況の変化が非常に激しい中、三重の教育を議論するために、大前提となる国の動きをしっかりとらえる必要がある。

4 「三重県教育ビジョン」に基づき、今後2年間に特に注力すべき取組について

ビジョンに基づき、今後2年間に施策を推進していくにあたっては、中間点検の結果を踏まえてさらに取組の充実を図るとともに、市町等教育委員会をはじめとする関係機関と連携・協働しながら、以下について、特に注力して取組を進められることを期待します。

- 学力の向上については、課題の分析を踏まえて適切な目標設定を行い、学校、家庭、地域など各主体に求められる役割を明確にして、具体的な取組を進める。
- 子どもたちの考える力や課題を発見する力が弱くなっていることから、就学前から初等中等教育に至るまで、基礎基本を重視するとともに、基本的な生活習慣の確立の取組ともつなげながら、学力の向上のための施策を講じる。
- 子どもたちが何のために学ぶのかを理解し、学ぶことが必要であるという意識をもって、主体的に授業に臨むことができるよう、「学ぶ喜び」や「わかる楽しさ」を実感できる授業の構築に向けた授業改善を行い、各学校がそれぞれの課題に応じて取組を進める。取組にあたっては、一斉授業に代わる新しい授業方法の展開の仕方も視野に入れる。
- 土曜日の授業等については、県教育委員会が概略を示したうえで、市町等教育委員会や各学校が課題に応じて取り組み、その成果等を共有しつつ、さらによい取組としていく。
- インターハイや国体に向けて指導者を育成し、競技力の向上を図る。
- 教育行政と学校現場とが、ともにP D C Aサイクル（P l a n（計画）-D o（実践活動）-C h e c k（評価）-A c t i o n（改善活動））により、改善を着実に進める。

5 次期三重県教育振興基本計画の策定に向けて

今後、次期の三重県の教育振興基本計画（平成28年度以降）の策定を進めるにあたり、ビジョンの中間点検を踏まえ、以下について検討されるよう求めます。

- 他県の先進的な取組等を幅広く情報収集するとともに、多様な分野の人々が参画して策定する。
- 三重県としての計画の特徴や重点的な取組を明確にするとともに、取組の成果を測るための的確で客観的な指標を設定する。
- データに基づいて内容を検討するとともに、めざすべきところを明確に示した計画とする。また、取組内容について、実現と持続が可能な十分に検討する。
- 子どもたちが、家庭的な環境のいかんにかかわらず、夢を実現できるよう取り組む姿勢を示す。
- 教育行政を取り巻く状況の変化に対応するため、国の動きを注視しながら、学校や市町等教育委員会をはじめとする関係機関と一体となって、必要な取組を実施する。
- 学力の向上について、課題を明確にしたうえで、それに応じた施策を講じる。
- 学力の向上のためにも、幼児期からの読み聞かせに始まる読書活動を推進する。
- 教員の資質の向上については、人間としての魅力に重きを置いて、その向上に取り組む。
- いじめの問題やSNS等の利用にかかるトラブルは、コミュニケーション力に課題があることから生じるものであり、コミュニケーション力の向上に力点をおいた施策を検討する。
- グローバル人材育成のための取組を充実し、英語教育については、特に小学校において、楽しみながらコミュニケーション力がつくよう取り組む。
- 少子化が進行するなか、子どもたちの教育環境の維持・向上や地域社会との関係等を考慮した小中学校の適正規模・適正配置について、引き続き検討する。

「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」骨子（案）

1 三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の策定について

（1）策定の経緯

三重県教育委員会では、「三重県における特別支援教育の推進について」（基本計画）を平成18年度に策定し、平成19年度から施策を推進してきました。平成25年3月には「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」を策定し、特別支援学校の整備を進めています。

国においては、平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されるなど、障がい者や特別支援教育を取り巻く環境が変化しています。

「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」が、平成26年度までの計画であること、法令改正や「中央教育審議会初等中等教育分科会（報告）」が示されたこと等により、特別支援教育にかかる新たな計画を策定する必要があります。

（2）特別支援教育全般の現状と課題

発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒の数が増加とともに、障がいの重度・重複化、多様化が進んでおり、幼稚園、小中学校の通常の学級や高等学校における指導、支援の充実が課題となっているため、教員の専門性向上が求められています。

インクルーシブ教育システムの構築にあたって、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに対しては、自立と社会参加を見据えて、最も的確に応える指導を一層充実していくことが求められています。このことから、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場による指導、支援を推進していく必要があります。

全ての公立小中学校、高等学校において、特別支援教育に関する校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが指名されるなど、特別支援教育の体制整備は着実に進んでいますが、個別の指導計画や個別の教育支援計画のさらなる充実などが求められています。

特別支援学校に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、施設の狭隘化等へ

の対応が課題となっています。

(3) 計画の期間

「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」は平成27年度から31年度までの5年間の計画とします。

2 インクルーシブ教育システムの推進について

(1) 早期からの一貫した支援

幼稚園、保育所等からの一貫した情報の引継ぎが課題となっているため、パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールの活用により、引継ぎ体制の充実を図るとともに、引継ぎのキーパーソンとなる保護者との情報の共有を進めます。

早期からの教育相談に対応するため、各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能を充実させるとともに、地域の実情に沿った支援ネットワークの構築について検討します。

(2) 就学相談・就学先決定

県教育委員会と市町等教育委員会が就学にかかる情報共有を図りながら就学相談を進めており、今後も緊密な連携に努めます。

就学先の決定にあたっては、本人・保護者に対して十分な情報提供を図るとともに、その意見を最大限尊重し、本人・保護者の気持ちに寄り添いながら教育的ニーズと必要な支援についての合意形成を図っていきます。

就学先決定における、多様な子どものニーズに応えていくため、連続性のある多様な学びの場の整備や充実を進めるとともに、就学先決定後の学びの場の柔軟な見直しについて、方向性を検討します。

(3) 就学前の取組

早期からの一貫した支援を円滑に進めるため、パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールの活用を促進するとともに、関係機関と連携した相談・支援にかかる体制づくりを検討します。

乳幼児健診や、幼稚園、保育所で気づいた子どもの課題について、保護者や関係機関との共有が行えるよう支援を進めます。

(4) 発達障がい等のある児童生徒への対応

小中学校の通常の学級や、高等学校に在籍する発達障がいのある児童生徒について、障がい特性の理解と支援方法、授業の工夫等により一層効果的な指導を進めことが求められており、支援体制の充実に向けて取組を進めます。

特に学習障がい（LD）については、就学後に課題が明らかになることが多いことから、できるだけ早期の課題の把握に努め、授業における指導や教材の工夫、通級指導教室の活用などを進めます。

特別支援学校では、センター的機能を十分に發揮するために、発達障がいを含む複数の障がい種に対応できるよう、教員の専門性のさらなる向上に努めます。

3 特別支援学校における教育の推進について

(1) 個々のニーズに応じた教育

個別の指導計画を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応える教育を実施するとともに、障がいの状況や特性に応じた教育課程の編成、ICT機器等を含む教材教具の活用を図ります。

(2) キャリア教育の推進（進路指導・就労指導）

児童生徒の学年、発達段階、障がい特性等、一人ひとりの実態に応じたキャリア教育を検討し、各発達段階において育てたい能力や態度を考慮した教育課程の編成を進めます。

生徒の適性と職種のマッチングを図り、早期からの計画的な職業実習を実施するなど、一人ひとりのニーズに応じた自立と社会参加を進めます。

(3) 今後のセンター的機能のあり方

特別支援学校のセンター的機能による教育相談等の件数が増加していることから、対応する教員体制の工夫、情報発信の方法等、効率的・効果的な支援方法について検討を進めます。

「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校のセンター的機能のあり方について、検討を進めます。

(4) 交流および共同学習

交流および共同学習の推進により、交流機会が増加しているため、学校間の

授業の調整などによる計画的で効果的な実施を検討します。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶことができるよう、交流場面における教材や支援方法等を充実させることで、障がいのある子どもが十分活動できるよう取組を進めます。また、障がいのない子どもも、経験や理解を広め、豊かな人間性の育成を図ることにより、共生社会の形成を目指します。

(5) 医療的ケア

医療的ケアを必要とする児童生徒が安心・安定して学校生活を送れるよう、保護者、教員、看護師等と医師等関係機関が連携・協力し、医療的ケアを実施できる校内体制の充実を進めます。

(6) 盲学校および聾学校のあり方

県内唯一の視覚障がい、聴覚障がいの教育部門を有する特別支援学校として、就学前からの相談支援等のセンター的機能の充実や、通級による指導体制についての検討を進めます。

4 小中学校における特別支援教育の推進について

(1) 通常の学級における特別支援教育の推進

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を推進します。

特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用した授業の工夫等、障がいの特性に応じた指導の充実を図ります。

学校全体で特別支援教育についての理解や専門性の向上を図ります。

特別な支援を必要とする児童生徒への理解を周囲の児童生徒や保護者が深められるよう取組を進めます。

(2) 通級による指導の充実

通級担当教員には、児童生徒の実態把握や適切な指導方法の工夫などの高度な専門性が求められることから、担当教員の養成や専門性の向上を図ります。

通級による指導のニーズが高まるなか、通級指導教室の計画的な設置について検討を進めます。

(3) 特別支援学級における教育の充実

特別支援学級担当教員には、多様な障がい特性に応じた指導や支援が求められることから、個別の指導計画の作成や、障がいの特性に応じた指導等にかかる専門性の向上を進めるとともに、継続的な指導につながるよう校内体制の工夫を図ります。

個別の指導計画に基づいた適切な指導と評価、障がいの特性や地域の特徴を活かした適切な教育課程の工夫や改善を進めるとともに、個別の指導計画、個別の教育支援計画の十分な活用を図ります。

(4) 連続性のある多様な学びの場の整備

特別支援学級をはじめとする多様な学びの場において十分に教育を受けられるための合理的配慮が必要なことから、基礎的環境整備を進めるとともに、教員の専門性向上、教育内容・方法の改善等を図ります。

5 高等学校における特別支援教育の推進について

(1) 発達障がい等のある生徒への対応

発達障がい等のある生徒の相談・支援にかかる体制作りや、特別支援教育に関する校内委員会の整備を進めます。

特別支援教育コーディネーターを中心に、発達障がい等のある生徒の指導や支援にあたる教員の役割が重要であることから、教員の専門性の向上を図るとともに、人的配置について検討します。

教員が様々な障がい特性に対応できる知識と指導方法を身につけるために、特別支援学校等で障がいのある児童生徒と関わる体験的な研修等の実施について検討します。

聴覚障がいや肢体不自由等のある生徒について、それぞれの障がいの特性に応じた支援や教育を進めます。

(2) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実

個別の指導計画、個別の教育支援計画等の支援にかかる情報を中学校から確実に引き継げるシステムを検討するとともに、個別の指導計画等の活用の充実を図ります。

6 教員の専門性向上

通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、すべての教員に発達障がい支援を含む特別支援教育についての知識・技能が求められるため、体験的な研修等により知識を実践力として活用できる人材の育成を図ります。

多様な学びの場を充実させるために、障がいの特性に応じた指導力や授業力等の向上を図ります。

特別支援学校では、センター的機能を十分に発揮するために、発達障がいを含む複数の障がい種に対応できるよう、教員の専門性のさらなる向上に努めます。

7 特別支援学校の整備

東紀州くろしお学園（本校）、松阪地域特別支援学校（仮称）、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」の一体整備に伴う特別支援学校の整備を進めます。

寄宿舎の統合整備について、方向性を検討します。

施設設備の老朽化や各校の個別の課題について、方向性を検討します。

用語解説

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

通級による指導（通級指導教室）

小中学校の通常の学級に在籍する軽度の障がい児に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の場で行うための指導で、その特別な場を通級指導教室という。

特別支援学級

小中学校において、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障がい、自閉症、言語障がい等、教育上特別の支援を必要とする子どもたちに対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級をいう。

連続性のある多様な学びの場

インクルーシブ教育システムにおいて、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み。具体的には、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」をいう。

個別の指導計画

幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法・評価を盛り込んだ指導計画をいう。

個別の教育支援計画

一人ひとりの障がいのある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な支援計画を、学校が中心となり、関係機関と連携し、保護者の参画や意見も取り入れながら作成する計画をいう。

パーソナルカルテ

本人および保護者が必要な情報（生育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理も本人・保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式をいう。

ワンストップ型の相談機能

子どもの発達の悩みや支援に関する制度等の相談に対して、各市町の保健・福祉・教育等の関係機関が同じ窓口で一元的に対応できる相談機能をいう。

センター的機能

特別支援学校が、地域において特別支援教育のセンター的な役割を果たすことで、主に以下の6つの機能がある。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障がいのある児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障がいのある児童生徒への施設設備等の提供機能

キャリア教育

児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会のなかで役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育をいう。

交流および共同学習

障がいのある子どもと障がいのない子ども等が、共に活動し学習を進めることで、経験を広め、社会性や豊かな人間性をはぐくむことをねらいとした学習活動をいう。実施形態として特別支援学校等の障がいのある児童生徒等と小中学校、高等学校等の児童生徒等が交流する「学校間交流」、特別支援学校の児童生徒が居住地の学校で交流する「居住地校交流」等がある。

合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者および学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。なお、学校の設置者および学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。

医療的ケア

喀痰吸引や経管栄養など、日常生活に必要な医療的な生活援助行為を治療行為としての医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ぶ。三重県では、医療的バックアップ体制実施要綱に基づき、特別支援学校において、看護師資格を有する教員（常勤の講師として任用）および指定の研修を修了した教員が医療的ケアの補助をしている。

基礎的環境整備

障がいのある子どもの支援について、「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備を「基礎的環境整備」という。